令和２年７月８日
事　務　連　絡

都道府県
各　　　　　ひきこもり支援推進事業　主管部（局）　御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した
ひきこもり状態にある者の居場所等の実施に当たっての留意事項について

ひきこもり支援については、「新型コロナウイルス感染防止等のためのひきこもり対策推進事業における対応について」（令和２年４月７日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）等に基づき新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、取り組んでいただいているところです。

今般、令和２年５月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第１項に基づく緊急事態宣言が解除され、緊急事態宣言の解除を踏まえて同日に改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされています。

これを踏まえ、移行期間において、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年７月27日社援発0727第２号）に基づき実施するひきこもり状態にある者を対象とした居場所や、ひきこもり状態にある者や家族が参加する講習会、家族会（以下「居場所等」という。）を実施するに当たっての留意事項を別紙のとおり整理いたしましたので、参考にしてください。

なお、これに加え、居場所等の実施に当たっては、「移行期間における都道府県の対応について」（令和２年５月25日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を踏まえた各都道府県の方針に従い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

別紙

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した
ひきこもり状態にある者の居場所等の実施に当たっての留意事項

1．基本的な考え方

○　地域における新型コロナウイルス感染症の流行状況を確認し、開催の可否や実施方法について、検討する。その際、市町村の保健師や感染症に詳しい専門職の助言を得ることが望ましい。

○　その上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、ひきこもり状態にある者を対象とした居場所や、ひきこもり状態にある者や家族が参加する講習会、家族会（以下「居場所等」という。）を実施するに当たっては、
・「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けること、
・　運営者・支援者、参加者ともに感染防止の基本である「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」を実践すること
が重要である。

○　このため、運営者・支援者は、まず新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である、飛沫感染と接触感染のそれぞれについて、例えば、
・　飛沫感染については、換気の状況や参加者同士の距離などを考慮し、開催場所や時間、回数、参加人数、プログラムの内容等を検討するとともに、
・　接触感染については、共有物品や、ドアノブなど手に触れる場所とその頻度について特定し、消毒が必要な場所の確認や、触れる箇所を減らす工夫を行う
等の対応を行うことが考えられる。

○　あらかじめ感染拡大防止のための対応を検討いただくとともに、事前に感染防止のための注意点を周知すること等を通じ、運営者・支援者、参加者ともに感染を広げないよう意識して取り組んでいただきたい。

2．居場所等を実施するに当たっての留意事項

＜感染拡大防止に向けた留意事項＞

○　運営者・支援者、参加者ともに、事前に体温を計測し、発熱や風邪の症状がある場合は、参加を控えること。（なお、体温計は非接触型が望ましい）

○　運営者・支援者は、参加者名簿（連絡先含む）を作成し連絡体制を整えるとともに、開始前に参加者の体温や体調を確認し、記録すること。発熱等が認められる場合には、参加を断ること。

○　運営者は「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を支援者及び参加者に周知・徹底し、これに該当する場合は、保健所等に設置されている帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なる場合があります）に電話で相談し、受診を指示された場合はその指示に従うよう促すこと。

○　活動前後の体調確認と手洗いを励行すること。

○　運営者・支援者、参加者ともに、症状がなくてもマスクを着用すること。また、できる限り、目・鼻・口は触らないようにすること。

○　複数の人の手が触れる場所や物（手すり、ドアノブ、テーブル、椅子など）は、適宜、塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム 0.05％）やアルコール等で消毒すること。

○　運営者・支援者、参加者ともに、手洗い（アルコール消毒による手指消毒でも可）を徹底すること。

○　1時間に2回以上の換気（2方向の窓を、1回当たり、数分程度、全開にするなど）を行うこと。

○　参加者同士の間隔は、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上（できるだけ2m（最低1m））空けること。

○　会話をする際は、正面に立つこと等を可能な限り避けることや、十分な距離を保つこと、マスクを着用することを徹底すること。

※「令和2年度の熱中症予防行動について」も留意すること。

＜居場所等において食事をする場合＞

○　座席の配置について、対面ではなく、横並びで座るなどの工夫を行うこと。

○　食事前の手洗いを徹底すること。

○　食事中の会話は控えめにすること。

○　食事の提供に当たり、大皿は避けて、料理は個別に配膳するとともに、茶菓は個別包装されたものが望ましい。

○　手や口が触れるようなもの（食器やコップ、箸など）は、使い捨てのものにするか、洗剤で適切に洗浄したものを使用すること。

3. 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の留意事項

○　感染者が発生した場合には、保健所等に設置されている帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、濃厚接触者の自宅待機などの対応について指示を受けること。

○　発生後は速やかに施設内での情報共有を行うとともに、委託者である市町村への報告を行うこと。さらに、利用者の家族等に報告を行うこと。

○　保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、市町村からの連絡窓口となる担当者をあらかじめ決めておくこと。また、円滑な協力が可能となるよう症状出現後の接触者リスト及び居場所等に出入りした者の記録を準備しておくこと。

○　居場所等の消毒については、保健所の指示に従って実施すること。

4. 市町村における留意事項

○　居場所等の実施に当たっては、地域の感染状況に応じた対応が重要であるため、運営者・支援者等からの相談等に適切に対応すること。

【参考】

○ リーフレット例（厚生労働省 HP より）

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2_4

※・ 3つの密を避けるための手引き（首相官邸、厚生労働省）

・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省）

・ 咳エチケットについて（首相官邸、厚生労働省）

などのリーフレット例を掲載しています。

○ 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂について」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/content/000629072.pdf

○ 「令和2年度の熱中症予防行動について」（環境省、厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/content/000633494.pdf